

# 障がいや病気のあるお子さんのために

## 障がいや病気のあるこどもとの暮らしを支援するサービス

名称	内容	問い合わせ
身体障害者手帳	身体に障がいのあるこどもに対し、各種福祉サービスを受けるために必要な身体障害者手帳を交付します。	自立支援課 障がい福祉係 ☎58-5323
療育手帳	知的障がいのあるこどもに対し、各種福祉サービスを受けるために必要な療育手帳を交付します。	
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がいのあるこどもに対し、自立と社会参加の促進を図るための支援に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付します。	
特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満のこどもを監護する方に手当を支給します。	
福祉医療費助成制度	心身に障がいのあるこどもや小中学生の医療費を助成します。	住民課 ☎58-3702
竜王町心身障害児 福祉年金	一定の障がいのある20歳未満のこどもを監護する方に年金を支給します。	自立支援課 障がい福祉係 ☎58-5323
障害児福祉手当	心身に重度の障がいがあり、日常生活活動が著しく制限される在宅の20歳未満のこどもに対して、手当を支給します。	
自立支援医療 (育成医療)	外科的な治療などにより症状が軽くなると認められる障がいのある18歳未満のこどもに対して、治療費の一部を負担します。	
自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいがあり、通院による精神医療を継続的に必要とするこどもに対して、治療費の一部を負担します。	
小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童などに対し、必要な日常生活用具に要する費用の一部を給付します。	
補装具	身体障害者手帳の交付を受けている方などに対し、日常生活活動を容易にするために必要な補装具に要する費用の一部を給付します。	



# 発達支援

問 自立支援課(ふれあい相談発達支援センター) ☎58-3741

## 個別相談

子育てや発達に関すること、園・学校でのこと、人との関わりや日常生活のことなどさまざまな悩みの相談をお受けしています。

## 子ども療育事業所「たっぴー」

それぞれのこどもの課題に合わせた小さなグループ編成をして活動することを基本に、一人ひとりに合わせて丁寧に関わり、こどもの発達を支援しています。また、活動を通してこどもの姿を保護者と確認しあいながら、家庭への支援ならびに保育園・子ども園と連携し、こどもが育つ環境を整えることを担っています。



問 健康推進課(保健センター) ☎58-1006

## のびっこ相談(発達相談) 要予約

発達相談員がこどもの成長や発達に関する相談を行っています。

**対象者** 就学前のこどもと保護者

**日時** 詳しくはお問い合わせください

## 運動療法

作業療法士が、体の使い方や運動面のアドバイスによるサポートを通して体の発達を促します。

## ことばの教室

幼児から小学生までを対象に、言葉や発達に関する相談・指導を行います。家庭での様子の聞き取り・校園での観察・諸検査結果などをもとに、一人ひとりに応じた課題を設定し、達成感を持てるような活動を積み重ねることで、お子さんの自立を促していきます。

## 自立支援ルーム

小学生から成人の方までが対象です。小・中学生には不登校・行きしぶりなどへの相談・支援を行います。高校生以降の人には、自立した生活ができるよう、生活や就労に関する相談・支援を行います。

## 親子教室「どれみ」

親子での遊びを通して、こどもの成長発達を促し、保護者がこどもの発達に合わせた具体的な関わり方を学べる教室です。

**対象者** 就園前のこどもと保護者

※ただし、乳幼児健診や子育て相談などで案内をさせていただいた親子に限ります。

**日時** 月2回、9:30~11:30頃



障がいや病気のあるお子さんのために